

資料7-1	令和8年1月19日 第2期児童福祉審議会 第2回本委員会
-------	------------------------------------

「豊島区社会的養育推進計画」及び「児童養護施設等の誘致」について

豊島区児童福祉審議会第3回本委員会(令和7年1月30日)において答申され、令和7年3月に策定した豊島区社会的養育推進計画に関して、計画期間における進捗管理として、以下のとおり報告する。

1 答申内容

【件 名】「豊島区社会的養育推進計画」の策定について（答申）

【申し添え事項】（1）計画の着実な推進について

（2）児童養護施設等の誘致についてのあるべき姿について

2 報告事項（社会的養育推進計画）

（1）進捗の管理について

以下のとおり進捗管理を実施した

・「豊島区社会的養育推進計画」の進捗管理方法について（資料7-2）

・【社会的養育推進計画】計画記載事項（必要的記載事項）調査結果（資料7-3）

【評価体制】

計画期間における年度ごとの実施目標（91項目）について、令和7年4月から9月の進捗状況を確認。評価方法及び進捗管理の体制については、社会的養護経験者等の意見を踏まえながら検討していく。

【今 後】

進捗管理に加え、社会的養護の状況変化などを踏まえ、令和9年度を目安とした中間見直しの必要性を検討する。

（2）数値の修正について

『社会的養育推進計画』の令和5年度里親委託率の訂正について（資料7-6）

3 報告事項（児童養護施設等の誘致）

以下のとおり誘致に向けて取り組んだ

（要綱等設置）

・豊島区児童養護施設等の誘致に関する検討会議設置要綱（資料7-4）

・「豊島区児童養護施設等」誘致検討部会設置基準（資料7-5）

（会議体）

令和7年 6月 第1回検討会議（検討スケジュール、区の現状と課題）

11月 第2回検討会議（計画検討）

12月 第1回部会（キックオフミーティング）

令和8年 2月 第2回部会（進捗共有）

3月 第3回検討部会（計画検討②）

【今 後】

・民設民営の多機能型児童養護施設を区内に誘致する

・令和8年度予算に敷地の境界確定等費用を計上

資料7-2	令和8年1月19日 第2期児童福祉審議会 第2回本委員会
-------	------------------------------------

「豊島区社会的養育推進計画」の進捗管理について

1 社会的養育推進計画の進捗管理について

計画期間（令和7年度から令和11年度）において、以下の4点を踏まえた進捗管理が求められる。

※「社会的養育推進計画」のP.7に記載

（1）児童福祉審議会への報告

本計画において設定した目標・指標については、計画期間内の毎年度、進捗管理状況の点検と評価を行い、児童福祉審議会へ報告するものとしている。

（2）当事者の視点

点検と評価は、当事者の視点に基づいたものとなるよう、社会的養護経験者などの参画のもとで行う。

（3）適切なPDCAサイクルの運用

点検と評価により明らかになった課題については、適宜、児童福祉審議会や当事者の意見を踏まえた見直しを行うなど、適切なPDCAサイクルの運用を図る。

（4）計画の中間見直し

令和9年度（計画期間の中間年）を目安として、進捗状況の点検・評価の結果や都内における社会的養護の状況変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討する。

2 令和7年度における進捗管理の方針

上記の視点を踏まえた進捗管理により、家庭養育の支援や社会的養護の充実を図るための取り組みが適切に行われているかを把握する。また、中間見直しの検討に資する数値等を整備することを目的として、以下の方針を決定する。

（1）庁内会議体の設置の有無

会議体は設置せず、事務局（子育て支援課）において必要な調査等を実施する。

（2）目標・指標の点検と評価の方法

①点検方法

設定した目標・指標（令和7年4月から9月までを基準とする）の数値等について集計する
調査依頼時期：令和7年10月中旬 調査回答期間：令和7年11月末まで

②評価方法

事務局（子育て支援課）においてとりまとめ、当事者（計画策定時の臨時部会委員）及び児童福祉審議会委員長、計画策定時の臨時部会長へ共有し課題等を明らかにする。

③対象項目及び担当課

別紙「策定項目と担当課（社会的養育推進計画）」参照

（3）社会的養護経験者へのアンケート実施の有無

以下の点を考慮しアンケートは実施しない。

- ・計画策定時より期間が経過しておらず、有効な数値等を求められない可能性がある
- ・当事者においては、同様のアンケートが多数実施され負担に感じているとの意見もある

資料7-3	令和8年1月19日
	第2期児童福祉審議会 第2回本委員会

【社会的養育推進計画】計画記載事項(必要的記載事項)一覧

※ 速報値のため、最終集計の数値とは異なる

項目番号	策定要領の項目	区計画の項目	資源等に関する地域の現状(資源の必要量、現在の整備・取組状況、整備すべき見込量)	資源の整備・取組方針等(年度ごとの定量的な整備目標)	評価のための指標	計画への記載	定量的記載
1-1	1 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	第1章	●社会的養育の体制整備の基本的考え方と計画体系、PDCAサイクルの運用のあり方			○	—
2-1	2 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援等)	第3章 1 社会的養育を必要とする子どもの権利擁護の推進	●社会的養護に関わる関係職員(児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリー・ホーム、施設、意見表明等支援事業等区委託先団体等)及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数			○	○
2-2			●意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用した子どもの割合	●意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数及び割合	●意見表明等支援事業の実施状況(利用可能な子どもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用した子どもの割合、第三者への事業委託状況(独立性の担保))	○	○
2-3			●措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係る子ども本人の認知度・利用度・満足度の確認体制の整備		●措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係る子ども本人の認知度(知っているか)・利用度(利用したことがあるか、利用しやすいか)・満足度(利用してどうだったか)	○	○
2-4			●措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度の確認体制の整備		●措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度	○	○
2-5			●措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備		●措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度	○	○
2-6			●児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会又はその他の子どもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備		●児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会又はその他の子どもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対し子どもから意見の申立てがあった件数	○	—
2-7			●社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子ども(社会的養護経験者を含む)の委員としての参画体制や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備		●社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子ども(社会的養護経験者を含む)の委員としての参画の有無や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無	○	—
3-1	3 市区町村のこども家庭支援体制の整備	①相談体制の整備	第3章 2 地域における妊産婦や家庭養育への支援の充実	●こども家庭センターの設置数		○	○
3-2				●子ども家庭福祉行政に携わる職員に対する研修の実施回数、受講者数		○	○
3-3				●都道府県と市区町村との人材交流の実施体制の整備【都】	●都道府県と市区町村との人材交流の実施状況【都】	—	—
3-4				●こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備	●こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況	○	—
3-5		②家庭支援事業の整備		●子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策	●「子ども・子育て支援事業計画」における家庭支援事業の確保方策の達成率	○	○
3-6				●子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリー・ホーム数		○	○
4-1	4 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組			●妊産婦等生活援助事業の実施事業所数		○	○
4-2				●助産施設の設置数		○	○
4-3				●特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数		○	○
5-1	5 各年度における代替養育を必要とすることの見込み		第2章	●計画期間における年度ごとの代替養育を必要とすることの見込み(3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降)の見込み		○	○
6-1	6 一時保護改革に向けた取組	第3章 4 一時保護児童への支援体制の強化		●一時保護施設の定員数		○	○
6-2				●一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリー・ホーム、児童福祉施設等の確保数		○	○
6-3				●一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数		○	○
6-4				●第三者評価を実施している一時保護施設数	●第三者評価を実施している一時保護施設数・割合	○	○
6-5					●一時保護施設の平均入所日数	○	○
6-6					●一時保護施設の平均入所率	○	○
7-1	7 代替養育を必要とする子どものバーマネンシーアンダーアクションに向けた取組	①児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組	第3章 3 代替養育を必要とする子どものバーマネンシーアンダーアクションに向けた取組		●里親・ファミリー・ホームや施設(乳児院・児童養護施設)の平均措置期間	○	○
7-2		②親子関係再構築に向けた取組		●子どもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のバーマネンシーアンダーアクションに必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制の整備	●子どもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のバーマネンシーアンダーアクションに必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備の状況(検討状況を含む。)	○	—
7-3				●親子再統合支援事業による各種支援の実施件数		○	○
7-4				●親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備	●親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備状況	○	○
7-5				●親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数		○	○
7-6				●児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備	●児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施回数やライセンス取得数	○	○
7-7		③特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組		●保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備	●民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件数	○	○
7-8				●児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数		○	○
7-9				●民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数		○	○
				●親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備	●親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数	○	○

項目番号	策定要領の項目	区計画の項目	資源等に関する地域の現状(資源の必要量、現在の整備・取組状況、整備すべき見込量)	資源の整備・取組方針等(年度ごとの定量的な整備目標)	評価のための指標	計画への記載	定量的記載
7-10			●里親支援センターやフォースタッキング機関(児童相談所を含む)、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備		●里親支援センターやフォースタッキング機関(児童相談所を含む)、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数	○	○
7-11			●特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数			○	
7-12					●民間あっせん機関に対する支援、連携の有無	○	—
8-1	8 里親・ ファミリー ホームへの 委託の推進 に向けた取組	①里親・ファミリー・ホームへの委託こども数の見込み等	第3章 5 里親・ ファミリー・ホームへの委託推進に向けた取組	●3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率		○	○
8-2				●養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録(認定)数	●養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録(認定)数、新規里親登録(認定)数、委託里親数、委託子ども数	○	○
8-3				●ファミリー・ホーム数	●ファミリー・ホーム数、新規ホーム数、委託子ども数	○	○
8-4				●里親登録(認定)に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数	●里親登録(認定)に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数	○	○
8-5					●里親登録(認定)に対する委託里親の割合(年間に1回でも委託のあった里親数)	○	○
8-6				●里親支援センターの設置数	●里親支援センターの設置数、民間への委託数	○	○
8-7				●民間フォースタッキング機関の設置数		○	○
8-8				●児童相談所における里親等支援体制の整備		○	—
				●基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数		○	○
-	9 施設の 小規模かつ 地域分散化、 高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	①施設で養育 が必要なこども数の見込み	第3章 7 区内 における社会的 養育充実のため の施設のあり方	●計画期間における年度ごとの施設で養育が必要なこども数(3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降)の見込み		○	○
9-1		②施設の小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数【区内に所在施設なし】				—	—
9-2		●養育機能強化のための専門職(家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等)の加配施設数、加配職員数				○	○
9-3		●養育機能強化のための事業(親子支援事業、家族療法事業等)の実施施設数				○	○
9-4		●一時保護専用施設の整備施設数				—	—
9-5		●里親支援センター、里親養育包括支援(フォースタッキング)事業の実施施設数				○	○
9-6		●妊娠等生活援助事業の実施施設数				○	—
9-7		●家庭支援事業を委託されている施設数(事業ごと)				○	○
-	10 社会的 養護自立支援 の推進に向けた取組	①自立支援を 必要とする社 会的養護経験 者等の数の見 込み及び実情 把握	第3章 6 社会的 養護経験者等 への自立支援の 推進	●計画期間における年度ごとの「自立支援を必要とする社会的養護経験者等の見込み」		○	○
-		●「自立支援を必要とする社会的養護経験者等の見込み」を踏まえた、自立支援を必要とする社会的養護経験者等の実情把握についての計画期間における「取組方針」				○	—
10-1		②社会的養護 経験者等の自 立に向けた取 組		●児童自立生活援助事業の実施箇所数(Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数)		○	○
10-2				●社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数		○	○
10-3				●社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備	●社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備状況	○	—
11-1	11 児童相談所の強化等に 向けた取組	第3章 8 児童 相談所の体制強 化		●児童相談所の管轄人口		○	○
11-2				●第三者評価を実施している児童相談所数		○	○
11-3				●児童福祉司、児童心理司の配置数		○	○
11-5				●児童福祉司スーパーバイザーの配置数	●児童福祉司スーパーバイザーの配置数	○	○
11-6				●医師の配置数	●医師の配置数(常勤・非常勤の内訳を含めて)	○	○
11-7				●保健師の配置数		○	○
11-8				●弁護士の配置数	●弁護士の配置数(常勤・非常勤の内訳を含めて)	○	○
11-9				●子ども家庭福祉行政に携わる児童相談所職員における研修(児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等)の受講者数		○	○
11-10				●専門職採用者数	●専門職採用者数(割合)	○	○
12-1	12 障害児入所施設におけ る支援	第3章 7		※必要的記載事項は対象外(区内に施設が所在しないため)。第3章-7(区内における社会的養育充実のための施設のあり方)に区の障害児入所支援の状況を記載。			
13-1	13 留意事項	第1章				○	—

[2-1, 2-2]

番号	枝番	No.	項目		令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
			回数	職員等							
2-1	-1	1	社会的養護に関する関係職員(児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリー・ホーム、施設、意見表明等支援事業等区会託先団体等)及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者数	回数	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回
	-2		受講者数	職員等	9人	10人	30人	30人	30人	30人	30人
	-3		回数	子ども	4回	15回	29回	49回	64回	79回	94回
	-4		受講者数	子ども	48人	88人	101人	121人	136人	151人	166人
2-2	-1	2	意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数(延べ)及び割合(※1)	利用可能な子どもの人数(延べ)及び割合(※1)	41人 (24.3%)	93人 (37.4%)	98人 (39.2%)	113人 (45.2%)	243人 (97.2%)	243人 (97.2%)	243人 (97.2%)
	-3		事業を利用した子どもの割合(※2)	事業を利用した子どもの割合(※2)	12.2%	38.8%	54.1%	70.8%	79.5%	79.5%	79.5%

※1 試行実施開始(令和5年10月から)以降における区が措置している子どもの総数に対する利用可能な子どもの入数及び割合。

※2 利用可能な子どものうち、子どもアドボケイトとの面談や意見表明を行った子どもの割合。

[2-3～2-7]

番号	枝番	資源等に関する地域の現状(資源の必要量、現在の整備・取組状況、整備すべき見込量)
2-3	-1	措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係る子ども本人の認知度・利用度・満足度の確認体制の整備
2-4	-1	措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度の確認体制の整備
2-5	-1	措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備
2-6	-1	児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会又はその他の子どもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備
2-7	-1	社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子ども(社会的養護経験者を含む。)の委員としての参画体制や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備

実績(R7年4月～9月)	
1回	
34人	
9回	
56人	
16.5%	
45.2%	

取組状況(R7年4月～9月)

社会的養育推進計画の進捗管理(評価・点検)については、「子どもの権利ノート」改訂や意見表明等支援事業の実施体制の変更を踏まえ、令和8年度に中間見直しの有無を検討することとしている。進捗管理の方法等については、社会的養護経験者(計画策定時の委員)の意見を踏まえながら検討する。

社会的養育推進計画の進捗管理(評価・点検)については、「子どもの権利ノート」改訂や意見表明等支援事業の実施体制の変更を踏まえ、令和8年度に中間見直しの有無を検討することとしている。進捗管理の方法等については、社会的養護経験者(計画策定時の委員)の意見を踏まえながら検討する。

社会的養育推進計画の進捗管理(評価・点検)については、「子どもの権利ノート」改訂や意見表明等支援事業の実施体制の変更を踏まえ、令和8年度に中間見直しの有無を検討することとしている。進捗管理の方法等については、社会的養護経験者(計画策定時の委員)の意見を踏まえながら検討する。

児童福祉審議会に権利擁護部会を設置し、子ども本人から意見申し立てに対応する体制を整えている。なお、令和7年9月末現在において、子どもから意見の申立て件数は0件となっている。

社会的養育推進計画の進捗管理(評価・点検)においては、社会的養護の状況変化を踏まえ、令和8年度に中間見直しの有無を検討することとしている。進捗管理の体制については、社会的養護経験者(計画策定時の委員)の意見を踏まえながら検討する。

【指標】

①子どもの視点に基づいた指標

No.	指標	現状値(※) (令和6年度)	目標方向 (令和11年度)
1	自分の気持ちや意見を「たくさん聞いてもらえる」と思う子どもの割合	50.9%	↑(増加)
2	自分の気持ちや意見が「大切にされている」と思う子どもの割合	58.5%	↑(増加)
3	心配なこと、困っていることなどを聞いてくれる人が「いない」、「だれにも話さない・話したくない」と思う子どもの割合	17.0%	↓(減少)
4	安心できる場所、ここにいたいと思える場所を「いま住んでいる施設」または「いま住んでいる里親の家(ファミリー・ホーム)で暮らす児童へのアンケート結果による	施設 56.4% 里親 75.0%	↑(増加)

②その他の指標

No.	指標	現状値(※) (令和6年度)	目標方向 (令和11年度)
1	措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係る子ども本人の認知度・利用度・満足度	71.7%(認知度)	↑(増加)
2	措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度	83.0%	↑(増加)
3	措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度	24.3%(利用可能な子どもの割合)	↑(増加)

※No1と2は、本計画策定に向けた里親家庭・ファミリー・ホームで暮らす児童へのアンケートにおける回答に基づく。No1は子どもの権利を守るための相談先などで知っているものの中での最も多かったもの(児童相談所)の割合による。No2は子どもの権利の種類についての質問への「知っている」との回答の平均による。

[3-1、3-2、3-5、3-6]

番号	枝番	No.	指標		令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
3-1	一	1	こども家庭センターの設置数		一	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	
3-2	-1	2	子ども家庭福祉行動に携わる職員に対する研修の実施回数、受講者数		回数	13回	13回	13回	14回	14回	15回	
	-2		受講者数(延べ)	195人	195人	195人	210人	210人	225人	225人		
3-5	-1	3	子育て短期支援事業(ショートステイ)(延べ利用者数)		4,015人	3,650人	3,650人	3,650人	3,650人	3,650人	3,650人	
	-2		市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の種別方策(延べ利用者数)		子育て訪問相談事業	実施体制:10人(東部6人、西部4人)、実施機関:子ども家庭支援センター						
	-3		育児支援ヘルパー事業	実施機関:子ども家庭支援センター、委託団体等:民間事業者7社								
	-4		幼稚園型 保育園、子ども家庭支援センター、ファミリー・サポート・センター	117,990人	117,980人	119,130人	118,905人	119,310人	119,040人	119,250人		
	-5		トワイライトステイ	28,531人	23,006人	24,340人	24,340人	24,340人	24,340人	24,340人		
	-6		子育て世帯訪問支援事業	1,460人	1,460人	1,460人	1,460人	1,460人	1,460人	1,460人		
3-6	-1	4	ショートステイ及びトワイライトステイ事業(子育て短期支援事業)を委託している里親・ファミリー・ホーム数		4家庭	4家庭	4家庭	5家庭	5家庭	6家庭	6家庭	
4-1	一	5	妊娠婦等生活援助事業の実施事業所数		一	1事業者	(都内における広域の対応を実施)					
4-2	一	6	助産施設の設置数※		1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	
4-3	-1	7	特定妊娠等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数		回数	一	4回	4回	4回	4回	4回	
	-2		受講者数	一	40人	40人	40人	40人	40人	40人	40人	

※都立大塚病院

実績(R7年4月～9月)											
1箇所											
11回											
142人											
1643人											
10人											
10事業者											
集計中(年度末抽出)											
6932人											
730人											
10事業者											
0事業者											
288人											
0家庭											
1事業者											
1施設											
2回											
56人											

[3-3、3-4]

番号	枝番	資源等に関する地域の現状(資源の必要量、現在の整備・取組状況、整備すべき見込量)										
3-3	一	都道府県と市区町村との人材交流の実施体制の整備【都】										
3-4	一	こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備										

取組状況(R7年4月～9月)											
計画記載なし											
(池袋保健所) こども家庭センターにおけるサポートプラン策定体制については、児童福祉部門、母子保健部門にて整備しており、78件のサポートプランを策定。											
(子ども家庭支援センター) 応援パートナー事業対象者のケンブ面接を母子保健と児童福祉の担当者で実施しサポートプランを手交。その後、進行管理と支援方針検討のための会議を月2回実施。											

[6-1～6-4]

番号	枝番	No.	指標		令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
6-1	一	1	一時保護施設の定員数		12人	12人	12人	12人	12人	12人	12人
6-2	-2	2	委託一時保護が可能な里親・里親・ファミリー・ホーム、児童福祉施設等の確保数		24家庭	24家庭	27家庭	31家庭	34家庭	37家庭	41家庭
	-4		児童福祉施設等	0施設	0施設	(実施段階での検討による)					
6-3	-1	3	一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数		11回	12回	12回	12回	12回	12回	12回
	-2		受講者数(延べ)	34人	45人	70人	85人	85人	85人	85人	
6-4	一	4	第三者評価を実施している一時保護施設数		0施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設

実績(R7年4月～9月)											
12人											
34家庭											
0施設											
7回											
34人											
0施設											

【指標】

(1)評価のための指標

No.	指標	現状値 (令和5年度)	目標値方針 (令和11年度)
1	一時保護施設の平均入所日数	55.5日	（減少）
2	一時保護施設の平均入所率	107.0%（※）	（維持）

※令和5年2月(児童相談所設立)から令和5年度末までの平均入所率

[7-1]

番号	枝番	資源等に関する地域の現状(資源の必要量、現在の整備・取組状況、整備すべき見込量)	取組状況(R7年4月～9月)
7-1	一	子どもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマナンシー保障に必要な判断・支援を着実に行つて長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制の整備	専門チームや担当係の配置はしていないが、定期的に所長含めた進行管理を行い養育家庭への措置変更や特別養子縁組の可能性について検討している。

[7-2、7-4、7-7、7-8、7-13]

番号	枝番	No	指標	令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	実績(R7年4月～9月)	
7-2	-2	1	親子再扶合支援事業による各種支援の実施件数	親支援	一	24件	15件	16件	17件	18件	19件	20件
	-1		子支援	一	6件	2件	3件	4件	5件	5件	5件	
7-4	-1	2	親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数	回数	6回	3回	2回	2回	2回	2回	2回	
	-2		受講者数	11人	80人	35人	35人	35人	35人	35人	75人	
7-7	一	3	児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数		2件	6件	2件	2件	2件	2件	1件	
7-8	一	4	民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数		2件	0件	2件	2件	2件	2件	0件	
7-11	一	5	特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数		一	2人	1人	1人	1人	1人	2人	

[7-3]

番号	枝番	資源等に関する地域の現状(資源の必要量、現在の整備・取組状況、整備すべき見込量)	取組状況(R7年4月～9月)
7-3	一	親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備	親子関係再構築支援の専任職員の配置はない。今後検討の必要性はある。

[7-5]

番号	枝番	資源等に関する地域の現状(資源の必要量、現在の整備・取組状況、整備すべき見込量)	取組状況(R7年4月～9月)
7-5	一	児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備	「としま親子グループ」親と子の関係を育てるペアレンティングプログラムを通じて親子が安心して過ごせるようになるための方法を学ぶ活動を実施(年1回2グループ)

[7-6]

番号	枝番	資源等に関する地域の現状(資源の必要量、現在の整備・取組状況、整備すべき見込量)	取組状況(R7年4月～9月)
7-6	一	保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備	CAREの親グループを民間の専門トレーナーに依頼し実施(年1回実施)民間事業者への委託は考えていない。

[7-9]

番号	枝番	資源等に関する地域の現状(資源の必要量、現在の整備・取組状況、整備すべき見込量)	取組状況(R7年4月～9月)
7-9	一	親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備	児童相談所長による特別養子縁組適格の確認審判の事例はなし。体制の整備について今後の検討課題とする。

[7-10]

番号	枝番	資源等に関する地域の現状(資源の必要量、現在の整備・取組状況、整備すべき見込量)	取組状況(R7年4月～9月)
7-10	一	里親支援センターやフォースタッキング機関(児童相談所を含む)、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備	制度説明会、個別相談を月2回開催。区民ひろばを活用し開催日時は平日、土日、夜間、オンライン等、様々な形、時間で実施。

【指標】

(1)評価のための指標

No	指標	到着値 (令和5年度)	目標す方向 (令和11年度)
1	里親	1,644日	➡ (維持)
	里親・ファミリーホームや施設の平均措置期間	2,166日	➡ (維持)
	乳児院	396日	➡ (減少)
	児童保護施設	1,476日	➡ (増加※)
2	児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施回数	9回	➡ (増加)
	ライセンス取得数	4個	➡ (増加)
3	民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件数	28件	➡ (増加)
4	親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立て件数	0件	➡ (維持)
5	里親支援センターやフォースタッキング機関(児童相談所を含む)、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数	4件	➡ (維持)

※ケニアーズの高い子どもの入所が増えることによる措置期間の増加を想定。

[8-1~8-6, 8-8]

番号	枝番	No	指標		令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
			3歳未満	3歳以上							
8-1	-1	1	3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率	3歳未満	23.1%	23.1%	30.8%	30.8%	30.8%	35.7%	35.7%
	-2			3歳以上	56.3%	62.5%	62.5%	62.5%	64.7%	64.7%	66.7%
	-3			学童期以降	28.6%	29.2%	28.8%	31.1%	32.0%	32.5%	32.9%
	-			合計	32.3%	33.7%	34.3%	35.9%	37.1%	38.0%	38.7%
	-4			登録率(%)	46.5%	50.5%	54.9%	60.2%	63.8%	66.7%	72.1%
	-5			稼働率(%)	26.1%	31.4%	33.9%	37.1%	41.8%	45.8%	47.5%
8-2	-1	2	養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録(認定)数	養育里親	22家庭	25家庭	28家庭	32家庭	35家庭	38家庭	44家庭
	-2			うち、専門里親	2家庭	1家庭	1家庭	2家庭	2家庭	3家庭	3家庭
	-3			養子縁組里親	12家庭	14家庭	16家庭	18家庭	20家庭	22家庭	24家庭
8-3	-	3	ファミリーホーム数		2施設	2施設	2施設(※1)	2施設(※1)	2施設(※1)	2施設(※1)	2施設(※1)
8-4	-	4	里親登録(認定)に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数		4回	5回	5回	5回	5回	5回	5回
8-5	-	5	里親支援センターの設置数、民間フォースティング機関の設置数	0(※2)施設	0(※2)施設	(実施段階での検討による)					
8-8	-1	6	基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数	回数	17回	17回	17回	17回	18回	18回	18回
	-2		受講者数(延べ)		31人	36人	41人	47人	52人	57人	65人

実績(R7年4月～9月)
42.9%
57.1%
26.8%
33.3%
48.5%
25.0%
26家庭
1家庭
10家庭
2施設
2回
0施設
14回
15人

[8-7]

番号	枝番	資源等に関する地域の現状(資源の必要量、現在の整備・取組状況、整備すべき見込量)
8-7	-	児童相談所における里親等支援体制の整備

取組状況(R7年4月～9月)
フォースティング機関は里親からの相談、支援、土日の対応、児童相談所は支援の業務の進行管理、調査、土日夜間の緊急対応を担う。週1回のミーティングで情報を共有している。

【指標】

(1)評価のための指標

No	指標	現状値 (令和5年度)	目指す方向 (令和11年度)
1	養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの委託里親数、委託子ども数	養育里親	8人 
		専門里親	0人 
		養子縁組里親	1人 
	委託子ども数	養育里親	8人 
		専門里親	0人 
		養子縁組里親	1人 
2	ファミリーホーム委託子ども数	委託子ども数	6人 
3	里親登録(認定)に対する委託里親の割合(年間に1回でも委託の在った里親数)		23.0% 

※1 新たに区内への設置を希望する事業者がいれば相談や支援を実施。

※2 令和4年度から区外事業者にフォースティング機関委託を実施済。里親支援センターについては今後の実施段階での検討による。

【9-2～9～8】

番号	枝番	No.	指標		令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	実績(R7年4月～9月)
9-2	—	1	養育機能強化のための専門職(家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等)の加配施設数、加配職員数	施設数	1施設(※1)	1施設(※1)	1施設(※1)	1施設(※1)	1施設(※1)	1施設(※1)	1施設(※1)	1施設(※1)
	—			職員数	3人	4人	4人	4人	4人	4人	4人	6人
9-3	—	2	養育機能強化のための事業(親子支援事業、家族療法事業等)の区内実施施設数	0施設	0施設	(施設との協議・調整による)						1施設(※1)
9-4	—	3	一時保護専用施設の区内整備施設数	0施設	0施設	—	—	—	—	—	—	0施設
9-5	—	4	里親支援センター、里親養育包括支援(フォースターリング)事業の区内実施施設数	0(※2)施設	0(※2)施設	(実施段階での検討による)						0施設
9-6	—			0施設	1施設	(広域的対応を検討)						1施設
9-7	—	5	妊娠婦等生活援助事業の区内実施施設数	0施設	1施設	(広域的対応を検討)						4事業者
9-8	-1			子育て短期支援事業	4	4	4事業者	4事業者	4事業者	4事業者	4事業者	2事業者
	-2			養育支援訪問事業	2	2	2事業者	2事業者	2事業者	2事業者	2事業者	22事業者
	-3			一時預かり事業	20	20	22事業者	22事業者	22事業者	22事業者	22事業者	10事業者
	-4			子育て世帯訪問支援事業	9	9	9事業者	9事業者	9事業者	9事業者	9事業者	0事業者
	-5			児童育成支援拠点事業	0	0	(実施段階での検討による)					
	-6			親子関係形成支援事業	0	—	2事業者	2事業者	2事業者	2事業者	2事業者	2事業者

※1 母子生活支援施設

※2 令和4年度から区外事業者にフォースターリング機関委託を実施済。里親支援センターについては今後の実施段階での検討による。

※3 委託及び直営の合計。委託の場合は区外施設(事業者)を含む。

【10-1、10-2】

番号	枝番	No.	指標		令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	実績(R7年4月～9月)
10-1	-1	1	児童自立生活援助事業の実施箇所数(Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数)	Ⅰ型(自立援助ホーム)	実施箇所数	—	0箇所(※)	0箇所(※)	0箇所(※)	0箇所(※)	0箇所(※)	0箇所
	-2			入居人数	—	0人	—	0人	0人	0人	0人	0人
	-3			Ⅱ型(児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設)	実施箇所数	—	0箇所	(施設との協議・調整による)				0箇所
	-4				入居人数	—	0人	(施設との協議・調整による)				0人
	-5			Ⅲ型(里親、ファミリーホーム)	実施箇所数	—	0(※)	—	1箇所	1箇所	1箇所	0箇所
	-6				入居人数	—	0人	—	1人	1人	1人	1人
10-2	—	2	社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	—	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

※ 新たに区内への設置を希望する事業者があれば相談や支援を実施。

【10-3】

番号	枝番	資源等に関する地域の現状(資源の必要量、現在の整備・取組状況、整備すべき見込量)	取組状況(R7年4月～9月)
10-3	—	社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備	社会的養護自立支援協議会設置に向けた検討開始

【11-2～11-10】

番号	枝番	No.	指標	令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
11-2	－	1	第三者評価を実施している児童相談所数	0施設	0施設	0施設	1施設	1施設	1施設	1施設
11-3	-1	2	児童福祉司、児童心理司の配置数	16人	18人	22人	25人	25人	25人	25人
	-2		児童心理司	7人	8人	11人	13人	13人	13人	13人
11-5	－	3	児童福祉司スーパーバイザーの配置数	3人	3人	4人	5人	5人	5人	5人
11-6	－	4	医師の配置数(常勤・非常勤の内訳を含めて)	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
11-7	－	5	保健師の配置数	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
11-8	－	6	弁護士の配置数(常勤・非常勤の内訳を含めて)	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人
11-9	－	7	こども家庭福祉行政に携わる児童相談所職員における研修(児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等)の受講者数	3人	9人	6人	6人	6人	6人	6人
11-10	－	8	専門職採用者数	0	5	9	5	0	0	0

実績(R7年4月～9月)
0施設
24人
11人
4人
1人
1人
2人
13人
11人

以下、掲載しない(児相強化)※基本計画では各年人口を掲載しないため(長期計画担当との協議結果)

11-11	－	1	児童相談所の管轄人口(※)	288,704	291,650	295,729	298,210	299,948	300,583	301,027
-------	---	---	---------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

※「令和5年度」は令和5年1月1日、「令和6年度」は令和6年1月1日時点の住民基本台帳による。令和7年度以降は「豊島区基本計画」(令和7～11年度)における推計による。

【12-1】

番号	枝番	資源等に関する地域の現状(資源の必要量、現在の整備・取組状況、整備すべき見込量)
12-1	－	※必要的記載事項は対象外(区内に施設が所在しないため)。第3章-7(区内における社会的養育充実のための施設のあり方)に区の障害児入所支援の状況を記載。

取組状況(R7年4月～9月)
区内に障害児入所施設は所在しませんが、都との調整などをし、障害に応じた適切な支援を受けられる都内や都外の施設への入所を進めています。

資料7-4	令和8年1月19日 第2期児童福祉審議会 第2回本委員会
-------	------------------------------------

豊島区児童養護施設等の誘致に関する検討会議設置要綱

令和7年6月30日
子ども家庭部長決定
改正 令和7年11月17日

(設置)

第1条 豊島区児童養護施設等の誘致に向けて、区の方針検討等を行うとともに、府内の横断的な調整を行うため、豊島区児童養護施設等の誘致に関する検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 児童養護施設等の誘致に関する調査、研究、調整に関すること。
- (2) その他児童養護施設等の設置に伴い必要となる事項。

(構成)

第3条 検討会議は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、子ども家庭部長とし、検討会議を統括する。
- 3 副委員長は、豊島区児童相談所長とし、委員長の職務を補佐するとともに委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者とする。

(会議)

第4条 検討会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(部会)

第5条 検討会議に部会を置くことができる。

- 2 部会の設置、構成等については検討会議で決定する。
- 3 部会は、第2条に掲げる調査、研究、調整等を行い、検討会議に報告する。

(会議の非公開)

第6条 検討会議は非公開とする。ただし、検討会議において公開することが適当と決定したときは、この限りでない。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、子ども家庭部子育て支援課において処理する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和7年11月1日から適用する。

別表（第3条関係）

1	委員長	子ども家庭部長
2	副委員長	豊島区児童相談所長
3	委 員	政策経営部施設計画担当課長
4	委 員	総務部契約管財課長
5	委 員	福祉部障害福祉課長
6	委 員	福祉部障害支援担当課長
7	委 員	池袋保健所健康推進課長
8	委 員	池袋保健所長崎健康相談所長
9	委 員	子ども家庭部子ども若者課長
10	委 員	子ども家庭部子育て支援課長
11	委 員	子ども家庭部児童相談課長
12	委 員	子ども家庭部子ども家庭支援センター所長
13	委 員	子ども家庭部保育課長
14	委 員	子ども家庭部保育支援担当課長
15	委 員	教育部学務課長
16	委 員	教育部指導課長

資料7-5	令和8年1月19日 第2期児童福祉審議会 第2回本委員会
-------	------------------------------------

「豊島区児童養護施設等」誘致検討部会設置基準

令和7年12月3日
子ども家庭部長決定

(設置)

第1条 豊島区児童養護施設等の誘致に向けて、社会的養育の各側面における現状と課題、求められる資源を踏まえた、地域における施設養護や家庭支援ニーズに対応可能な、多機能型児童養護施設を区内に整備するため、豊島区児童養護施設等の誘致に関する検討会議設置要綱第5条に基づき、部会として「豊島区児童養護施設等」誘致検討部会（以下「部会」という。）を設置し基準を定める。

(所掌事項)

第2条 部会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「児童養護施設等」誘致の内容に関すること。
- (2) 「児童養護施設等」誘致に関する、庁内の連絡調整に関すること。
- (3) その他目的達成のため、必要と認めたこと。

(構成)

第3条 部会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(運営)

第4条 部会は、必要に応じてリーダーが招集する。

- 2 構成員は職務代理者を代理として出席させることができる。
- 3 リーダーは、必要に応じて構成員以外の者を出席させることできる。

(構成員の役割)

第5条 構成員は第1条の実現に向けた検討を行い、豊島区児童養護施設等の誘致に関する検討会議へ提言する。

(ワーキンググループ)

第6条 部会は、必要に応じて本部会の下にワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループのリーダーは、部会のリーダーが指名する。
- 3 ワーキンググループは、そのリーダーが指名する構成員及びその他必要な職員をもって構成する。
- 4 ワーキンググループの運営については、前条の規定を準用する。
- 5 ワーキンググループのは、本部会の目的を達成するために必要な調査・研究等について、具体的かつ能動的に活動するものとする。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、子ども家庭部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項はリーダーが別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和7年11月28日から適用する。

別表（第3条関係）

役職	職	氏名
リーダー	子ども家庭部子育て支援課長	坂本 利美
サブリーダー	総務部契約管財課	柳下 弥
サブリーダー	子ども家庭部児童相談課長	尾崎 勝也
サブリーダー	子ども家庭部子ども家庭支援センター所長	山本 りか
サブリーダー	池袋保健所健康推進課長	栗原 せい子
サブリーダー	池袋保健所長崎健康相談所長	岡崎 真美
メンバー	政策経営部施設計画担当課	齊藤 暢人
メンバー	福祉部障害福祉課	柳下 啓介
メンバー	福祉部障害支援担当課	橋本 宏
メンバー	池袋保健所健康推進課	恵良 哲子
メンバー	池袋保健所長崎健康相談所	松江 研一
メンバー	子ども家庭部子ども若者課	青木 雅寛
メンバー	子ども家庭部子育て支援課	畠 奨
メンバー	子ども家庭部子育て支援課	伊藤 千佳
メンバー	子ども家庭部子育て支援課	北村 貴啓
メンバー	子ども家庭部子育て支援課	平野 輝
メンバー	子ども家庭部児童相談課	小高 哲也
メンバー	子ども家庭部児童相談課	稻村 健人
メンバー	子ども家庭部児童相談課	小河原 花子
メンバー	子ども家庭部児童相談課	横山 照久
メンバー	子ども家庭部子ども家庭支援センター	上原 陽一
メンバー	子ども家庭部子ども家庭支援センター	福岡 朋子
メンバー	子ども家庭部子ども家庭支援センター	吉澤 真美
メンバー	子ども家庭部保育課	吉川 修平
メンバー	子ども家庭部保育支援担当課	岡林 真理
メンバー	教育部学務課	加藤 陽子
メンバー	教育部指導課	村上 真理

資料7-6	令和8年1月19日
	第2期児童福祉審議会 第2回本委員会

『社会的養育推進計画』の令和5年度里親委託率の訂正について

【現状】里親委託率は、3歳未満・3歳以上就学前・学童期に分けて、年度末時点の実績値にて算出を行う必要がある。就学前の年齢について、年度末時点での就学前年齢（6歳）で算出すべきところを、当該年度開始時点での就学前年齢（5歳）で算出を行っており、学童期についても7歳～18歳で算出すべきところを、6歳～18歳で算出していることが判明した。

訂正箇所	(現状)	(訂正後)																																																												
●P13 (2)里親・ファミリー・ホーム委託率の状況 (本文 4～5 行目)	区の令和5年度の里親委託率は32.3%で、年齢別にみると3歳以上就学前の委託率は、56.3%となっていますが、3歳未満及び学童期以降は、23.1%にとどまっている状況です。	区の令和5年度の里親委託率は32.3%で、年齢別にみると3歳以上就学前の委託率は、 61.1% となっていますが、3歳未満及び 学童期以降は、20%台 にとどまっている状況です。																																																												
●P13 代替養育が必要な児童数(令和5年度実績)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>3歳未満</th> <th>3歳以上就学前</th> <th>学童期以降</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児院(A)</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>児童養護施設(B)</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>50</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>里親(C)</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>16</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>ファミリー・ホーム(D)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>13</td> <td>16</td> <td>70</td> <td>99</td> </tr> </tbody> </table>		3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降	合計	乳児院(A)	10	1	0	11	児童養護施設(B)	0	6	50	56	里親(C)	3	9	16	28	ファミリー・ホーム(D)	0	0	4	4	合計	13	16	70	99	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>3歳未満</th> <th>3歳以上就学前</th> <th>学童期以降</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児院(A)</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>児童養護施設(B)</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>50</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>里親(C)</td> <td>3</td> <td>11</td> <td>14</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>ファミリー・ホーム(D)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>13</td> <td>18</td> <td>68</td> <td>99</td> </tr> </tbody> </table>		3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降	合計	乳児院(A)	10	1	0	11	児童養護施設(B)	0	6	50	56	里親(C)	3	11	14	28	ファミリー・ホーム(D)	0	0	4	4	合計	13	18	68	99
	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降	合計																																																										
乳児院(A)	10	1	0	11																																																										
児童養護施設(B)	0	6	50	56																																																										
里親(C)	3	9	16	28																																																										
ファミリー・ホーム(D)	0	0	4	4																																																										
合計	13	16	70	99																																																										
	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降	合計																																																										
乳児院(A)	10	1	0	11																																																										
児童養護施設(B)	0	6	50	56																																																										
里親(C)	3	11	14	28																																																										
ファミリー・ホーム(D)	0	0	4	4																																																										
合計	13	18	68	99																																																										
●P13 里親委託率 (令和5年度実績)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>3歳未満</th> <th>3歳以上就学前</th> <th>学童期以降</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>里親委託率</td> <td>23.1%</td> <td>56.3%</td> <td>28.6%</td> <td>32.3%</td> </tr> </tbody> </table>		3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降	合計	里親委託率	23.1%	56.3%	28.6%	32.3%	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>3歳未満</th> <th>3歳以上就学前</th> <th>学童期以降</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>里親委託率</td> <td>23.1%</td> <td>61.1%</td> <td>26.5%</td> <td>32.3%</td> </tr> </tbody> </table>		3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降	合計	里親委託率	23.1%	61.1%	26.5%	32.3%																																								
	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降	合計																																																										
里親委託率	23.1%	56.3%	28.6%	32.3%																																																										
	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降	合計																																																										
里親委託率	23.1%	61.1%	26.5%	32.3%																																																										
●P16 (1)里親等委託児童数及び委託率(令和5年度実績)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満</td> <td>3 23.1%</td> </tr> <tr> <td>3歳以上就学前</td> <td>9 56.3%</td> </tr> <tr> <td>学童期以降</td> <td>20 28.6%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>32 32.3%</td> </tr> </tbody> </table>		令和5年度	3歳未満	3 23.1%	3歳以上就学前	9 56.3%	学童期以降	20 28.6%	合計	32 32.3%	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満</td> <td>3 23.1%</td> </tr> <tr> <td>3歳以上就学前</td> <td>11 61.1%</td> </tr> <tr> <td>学童期以降</td> <td>18 26.5%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>32 32.3%</td> </tr> </tbody> </table>		令和5年度	3歳未満	3 23.1%	3歳以上就学前	11 61.1%	学童期以降	18 26.5%	合計	32 32.3%																																								
	令和5年度																																																													
3歳未満	3 23.1%																																																													
3歳以上就学前	9 56.3%																																																													
学童期以降	20 28.6%																																																													
合計	32 32.3%																																																													
	令和5年度																																																													
3歳未満	3 23.1%																																																													
3歳以上就学前	11 61.1%																																																													
学童期以降	18 26.5%																																																													
合計	32 32.3%																																																													
●P39 本文 3～4行目	委託率は年齢により差があり、3歳以上就学前が最も高く50%を超えますが、3歳未満及び学童期以降は30%未満となっています。	委託率は年齢により差があり、3歳以上就学前が最も高く 60% を超えますが、3歳未満及び 学童期以降は30% 未満となっています。																																																												
●P39 里親委託率 ●P54 区における里親委託率(令和5年度実績)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>3歳未満</th> <th>3歳以上就学前</th> <th>学童期以降</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設(乳児院・児童養護施設)</td> <td>10</td> <td>7</td> <td>50</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>里親・ファミリー・ホーム</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>20</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>13</td> <td>16</td> <td>70</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>里親等への委託率</td> <td>23.1%</td> <td>56.3%</td> <td>28.6%</td> <td>32.3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>41.4%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降	合計	施設(乳児院・児童養護施設)	10	7	50	67	里親・ファミリー・ホーム	3	9	20	32	計	13	16	70	99	里親等への委託率	23.1%	56.3%	28.6%	32.3%		41.4%				<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>3歳未満</th> <th>3歳以上就学前</th> <th>学童期以降</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設(乳児院・児童養護施設)</td> <td>10</td> <td>7</td> <td>50</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>里親・ファミリー・ホーム</td> <td>3</td> <td>11</td> <td>18</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>13</td> <td>18</td> <td>68</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>里親等への委託率</td> <td>23.1%</td> <td>61.1%</td> <td>26.5%</td> <td>32.3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>45.2%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降	合計	施設(乳児院・児童養護施設)	10	7	50	67	里親・ファミリー・ホーム	3	11	18	32	計	13	18	68	99	里親等への委託率	23.1%	61.1%	26.5%	32.3%		45.2%			
種別	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降	合計																																																										
施設(乳児院・児童養護施設)	10	7	50	67																																																										
里親・ファミリー・ホーム	3	9	20	32																																																										
計	13	16	70	99																																																										
里親等への委託率	23.1%	56.3%	28.6%	32.3%																																																										
	41.4%																																																													
種別	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降	合計																																																										
施設(乳児院・児童養護施設)	10	7	50	67																																																										
里親・ファミリー・ホーム	3	11	18	32																																																										
計	13	18	68	99																																																										
里親等への委託率	23.1%	61.1%	26.5%	32.3%																																																										
	45.2%																																																													
●P47 年度ごとの実施目標(令和5年度) ●120 (2)年度ごとの実施目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th colspan="2">指標</th> <th>令和5年度(実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">1</td> <td rowspan="5">3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率</td> <td>3歳未満</td> <td>23.1%</td> </tr> <tr> <td>3歳以上</td> <td>56.3%</td> </tr> <tr> <td>学童期以降</td> <td>28.6%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>32.3%</td> </tr> <tr> <td>登録率(%)</td> <td>46.5%</td> </tr> <tr> <td>稼働率(%)</td> <td>26.1%</td> </tr> </tbody> </table>	No.	指標		令和5年度(実績)	1	3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率	3歳未満	23.1%	3歳以上	56.3%	学童期以降	28.6%	合計	32.3%	登録率(%)	46.5%	稼働率(%)	26.1%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th colspan="2">指標</th> <th>令和5年度(実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">1</td> <td rowspan="5">3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率</td> <td>3歳未満</td> <td>23.1%</td> </tr> <tr> <td>3歳以上</td> <td>61.1%</td> </tr> <tr> <td>学童期以降</td> <td>26.5%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>32.3%</td> </tr> <tr> <td>登録率(%)</td> <td>46.5%</td> </tr> <tr> <td>稼働率(%)</td> <td>26.1%</td> </tr> </tbody> </table>	No.	指標		令和5年度(実績)	1	3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率	3歳未満	23.1%	3歳以上	61.1%	学童期以降	26.5%	合計	32.3%	登録率(%)	46.5%	稼働率(%)	26.1%																								
No.	指標		令和5年度(実績)																																																											
1	3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率	3歳未満	23.1%																																																											
		3歳以上	56.3%																																																											
		学童期以降	28.6%																																																											
		合計	32.3%																																																											
		登録率(%)	46.5%																																																											
稼働率(%)	26.1%																																																													
No.	指標		令和5年度(実績)																																																											
1	3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率	3歳未満	23.1%																																																											
		3歳以上	61.1%																																																											
		学童期以降	26.5%																																																											
		合計	32.3%																																																											
		登録率(%)	46.5%																																																											
稼働率(%)	26.1%																																																													
●P54 3～4行目本文	区の乳幼児と学齢児別の委託率は、乳幼児41.4%、学童期以降が28.6%となっています。	区の乳幼児と学齢児別の委託率は、乳幼児 45.2% 、学童期以降が 26.5% となっています。																																																												

【対応内容】

- 令和7年3月に策定した『社会的養育推進計画』の令和5年度(実績)里親委託率を修正済みである
(令和6～11年度の里親委託率の訂正は不要(目標値のため)。また、基本計画等の里親等委託率も訂正は不要(全年齢合わせた里親委託率を掲載しているため。))
- 区ホームページへ掲載中の社会的養育推進計画を修正済みである
- 修正内容について国へ報告済みである